事故処理基準

目　次

第１章　総　則
第２章　事故等発生時の通報
第３章　事故の処理等

令和６年４月３０日

中神　美紀

第１章　総　則

（目的）

第１条　この基準は，安全管理規程に基づき，当事業所の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し，安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより，事故等処理を迅速かつ適切に実施し，人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに，事故等の原因等を究明し，将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

（事故等の範囲）

第２条　この基準において，「事故」とは当事業所の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい，「事故等」とは事故及び(5)の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

(1) 旅客，乗組員またはその他の乗船者の死亡，行方不明，負傷若しくは疾病またはその他の人身事故（以下「人身事故」という。）

(2) 衝突，乗揚げ，火災，浸水，漂流，行方不明，機関停止等重大な機関故障またはその他の救助を必要とする船舶の海難事故

(3) 航路の障害，港湾施設の損傷または荒天等による運航の阻害

(4) 強取（乗っ取り），殺人，傷害または暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害

(5) 前記(1)～(4)の事象に至るおそれの大きかった事態

（軽微な事故への準用）

第３条　本事故処理基準は，必要に応じ，前条に定める事故以外の当事業所の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第２章　事故等発生時の通報

（非常連絡）

第４条　船長は，事故の状況を事業所に報告する場合は速報を旨とし，判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

２　船長の海上保安官署等または警察官署等への連絡は，初動時は「118 番」または「110 番」による。以後，別表２「官公署及び医療機関連絡表」により関係海上保安部・警察署等へ行うものとする。

３　運航管理者は事故が発生したときは，速やかに，事故の状況について判明したものから逐次電話（ＦＡＸを含む）または口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは，被害発生にまで及ばないことを見極めた上，後日資料化するものとするが，同種事案が再発する可能性が高い場合は，遅滞なく，その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX 用紙)を船舶及び事務所に備え置くものとする。

４　非常連絡は，原則として，別表１「非常連絡表」によるものとする。ただし，事故の内容によっては，運航管理者の判断で，運輸局等及び海上保安部等並びに警察官署を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

（非常連絡事項）

第５条　事故等が発生した場合の連絡は，原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

① 船名
② 日時
③ 場所
④ 事故等の種類
⑤ 死傷者の有無
⑥ 救助の要否
⑦ 当時の気象・海象及び水象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路，速力等または岸壁等への接近状況） ② 船体，機器の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはｄ項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種，船名，総トン数，（用）船主・船長名（できれば住所，連絡先） ー船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況，死傷者の有無，救助の要否等） ー船舶衝突の場合

b	乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路，速力，海底との接触個所，船体傾斜，吃水の変化，陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深，底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況，船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体，機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはｄ項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体，機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸水	① 浸水個所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体，機器の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
e	強取，殺人傷害，暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名，被害状況等 ④ 被疑者の人数，氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は，その種類，数量等 ⑥ 措置状況
f	人身事故（行方不明を除く）	① 事故の発生状況 ② 死傷者数または疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷または疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客，乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時，場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第３章　事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第６条　事故が発生したときに，旅客の安全，船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合
　① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
　② 人身事故に対する早急な救護
　③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
　④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
　⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合
　① 被害者に対する早急な救護
　② 不法行為者の隔離または監視
　③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
　④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
　⑤ 不法行為が継続している場合，中止を求める不法行為者への説得

（経営トップのとるべき措置）

第７条　経営トップは，連絡なしに帰還が異常に遅延している場合は，遅滞なく船舶の動静把握のため必要な措置を講じなければならない。

２　経営トップは，前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは，直ちに関係海上保安官署等または警察官署等に連絡するとともに，第４条（非常連絡）に従って，関係者に通報しなければならない。

３　事故の発生を知ったときまたは船舶の動静が把握できないときに経営トップがとるべき必要な措置は，概ね次のとおりである。

(1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
(2) 海上保安官署または警察官署への救助要請
(3) 行方不明者の捜索または本船の救助のための捜索船または救助船等の手配
(4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
(5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
(6) 医師，病院，宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
(7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

（運航管理者の指揮する事故処理組織）

第８条　非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者が行う事故の処理に必要な組織は，次のとおりとする。

事故処理組織表

	職　務
経営トップ	総指揮 被災者の近親者への連絡及び世話，報道関係者の応待（発表を除く。），救援関係物資の調達・補給，その他庶務に関すること。
安全統括管理者， 運航管理者	総指揮補佐または総指揮 事故の実態の把握，事故関係情報の収集，船舶及び関係機関との連絡，救難の実施，その他救難に必要な事項に関すること。 旅客及び被災者の把握，被災者の救護，欠航便の旅客処理その他旅客対策に関すること。

２　事故処理組織の要員として指名された者は，事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。

（医療救護の連絡等）

第９条　船長は，船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは，乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請するものとし，不在の場合であって急を要すると認められるときまたは患者の要請があったときは最寄りの港に入港し，別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり，その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

（現場の保存）

第 10 条　船長及び運航管理者は，事故の処理後関係海上保安官署等または警察官署等と連絡をとりつつ，運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに，事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

非常連絡表

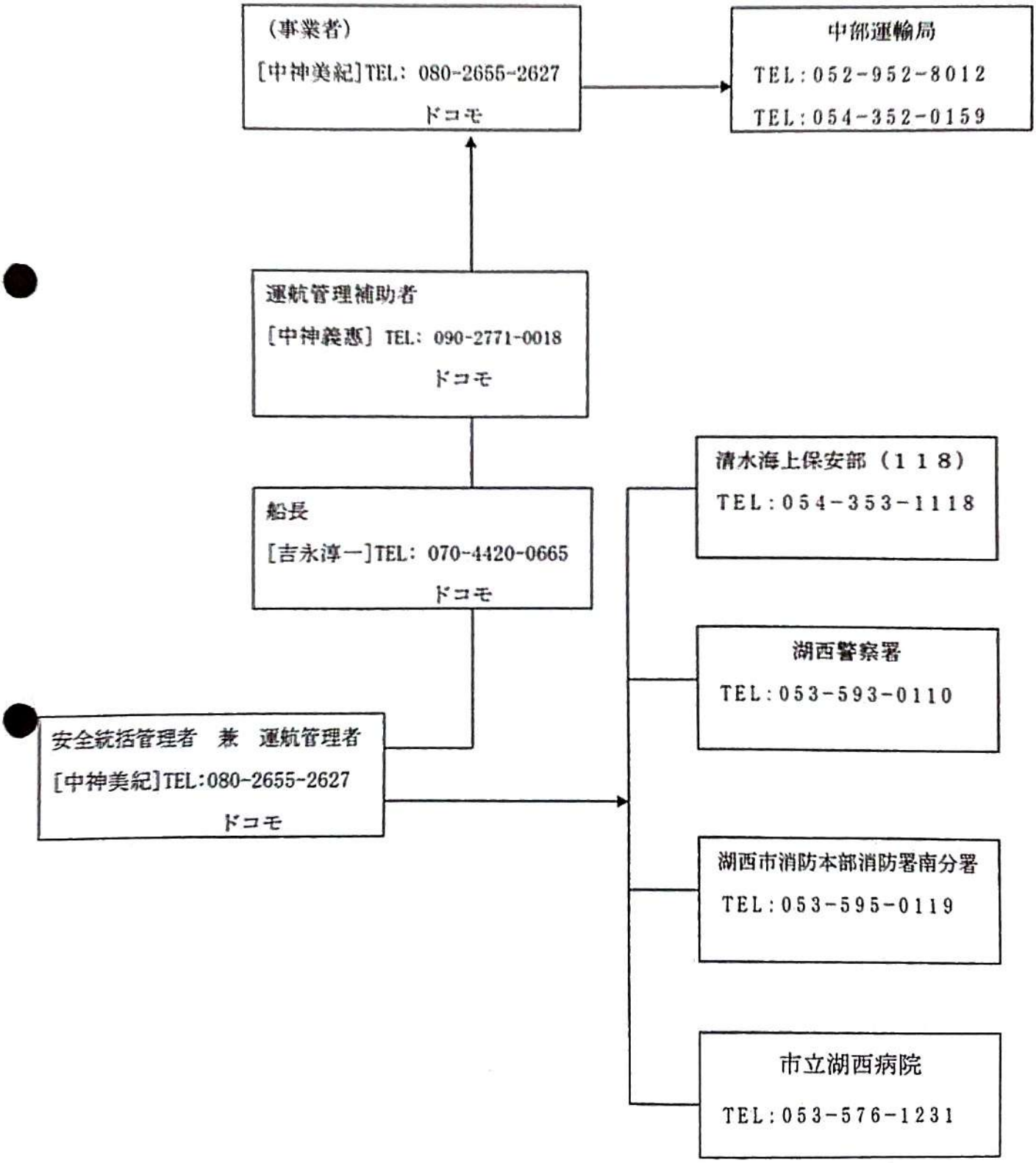
（事業者）
[中神美紀]TEL：080-2655-2627
ドコモ
中部運輸局
TEL：052-952-8012
TEL：054-352-0159
運航管理補助者
[中神義惠] TEL：090-2771-0018
ドコモ
船長
[吉永淳一]TEL：070-4420-0665
ドコモ
安全統括管理者　兼　運航管理者
[中神美紀]TEL:080-2655-2627
ドコモ
清水海上保安部（１１８）
TEL：054-353-1118
湖西警察署
TEL：053-593-0110
湖西市消防本部消防署南分署
TEL：053-595-0119
市立湖西病院
TEL：053-576-1231

官公署及び医療機関連絡表

名　称	住　所	電　話
（運輸局） 中部運輸局 静岡運輸支局清水庁舎	 名古屋市中区三の丸 2-2-1 清水市清水区日の出町 9-1	 ０５２－９５２－８０１２ ０５４－３５２－０１５９
（海上保安部） 清水海上保安部	 静岡市清水区日の出町 9-1	 ０５４－３５３－１１１８ または　１１８
（警察署） 湖西警察署	 湖西市新居町新居 3380-268	 ０５３－５９３－０１１０ または　１１０
（消防署） 湖西市消防本部消防署南分署	 静岡県湖西市新居町浜名 657	 ０５３－５９５－０１１９ または　１１９
（医療機関） 市立湖西病院	 静岡県湖西市鷲津 2259-1	 ０５３－５７６－１２３１